令和２年６月農業委員会総会議事録

令和2年6月24日午後3時00分、令和2年6月農業委員会総会を弘前市役所前川新館大会議室に招集する。

出席委員 15名

3番	三上	幸雄	委員	4番	佐藤	耕一	委員	6番	成田	繁則	委員
13番	木村	芳文	委員	14番	小田桐	明	委員	15番	奥元	勝義	委員
16番	髙橋	貴志	委員	17番	須藤	秀人	委員	18番	大湯	茂八郎	委員
19番	伊藤	公正	委員	20番	兜森	弘義	委員	22番	藤田	善明	委員
23番	前田	優考	委員	24番	町田	高司	委員	26番	山内	知人	委員

欠席委員 1名

12番 棟方 健 委員

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席を調整した委員 10名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	5番	白濱	不二男	委員
7番	小林	政貴	委員	8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員
10番	進藤	司	委員	11番	石岡	千鶴子	委員	21番	小嶋	勇成	委員
25番	佐藤	剛郎	委員								

出席事務局 9名

事務局長	菅野 昌子	事務局次長	吉田 秀樹
事務局次長補佐	佐藤 祝幸	事務局主幹兼農地係長	澤田 明人
事務局農政係長	藤田 文明	岩木分室総括主査	浅利 敏江
相馬分室総括主査	藤田 徹	事務局主査	下山 直哉
事務局主事	佐藤 久明		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第36号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第37号	農地転用許可に係る意見について
議案第38号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第39号	農用地利用集積計画の決定について
議案第40号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第41号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第42号	農地・非農地の判断について
議案第43号	りんご放任園対策に関する要望（案）
報告第17号	農地法第3条の許可取消について
報告第18号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第19号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第20号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 03 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 2 年 6 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 12 番棟方健委員の 1 名であります。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席を調整した委員が 1 番岩谷裕子委員、2 番成田忠光委員、5 番白濱不二男委員、7 番小林政貴委員、8 番三上悦治委員、9 番平井秀樹委員、10 番進藤司委員、11 番石岡千鶴子委員、21 番小嶋勇成委員、25 番佐藤剛郎委員であります。ただいまの出席者数は 15 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。13 番木村芳文委員、19 番伊藤公正委員、26 番 山内知人委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 36 号を議題といたします。議案第 36 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 36 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 11,837 ㎡、畑 12 件 112,679 ㎡、合計 14 件 124,516 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 8 件 24,757 ㎡、畑 17 件 118,869 ㎡、合計 25 件 143,626 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 6 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、町田高司委員、山内知人委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 1 件についての事情聴取を行いました。15 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 82 番および 83 番について申し上げます。借受人は、以前より農業に携わりたいという思いがあり、今回、自分で農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、今後は研修にも参加し、知人の指導の下、にんにくを栽培していくという事であり、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地

調査委員長　法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 36 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 36 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 36 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 37 号を議題といたします。議案第 37 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　19 ページをお開き願います。議案第 37 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 4,734 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号 1 番及び 2 番は、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、受付番号 1 番については、第 1 種農地の例外規定である「農業用施設等」で、受付番号 2 番は、第 1 種農地の例外規定である「周辺居住者の施設等で、集落に接続して設置されるもの」であることから、代替土地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。また、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 37 号について、御審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 37 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 37 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 38 号を議題といたします。議案第 38 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　23 ページをお開き願います。議案第 38 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 278.01 ㎡、畑 3 件 838 ㎡、合計 4 件 1,116.01 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。25 ページをお開きください。受付番号 4 番及び 5 番について、報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 4 番は、農地区分がその他の第 2 種農地、受付番号 5 番は第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替土地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。受付番号第 6 番及び 7 番は、農地区分が第 3 種農地で、原則許可となる農地区分です。ずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 38 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 38 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 38 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第 39 号を議題といたします。議案第 39 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　27 ページをお開き願います。議案第 39 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 2,936 ㎡、畑 5 件 24,525 ㎡、合計 6 件 27,461 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 4 件 11,892 ㎡であり、内容は、農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。31 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 22 番から、32 ページ 25 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。32 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 24 番及び 25 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、審議に入りますが、30 ページの所有権関係の受付番号 26 番については、私に関係する案件で「議事参与の制限」の規定に該当しますので、議長を伊藤公正会長職代に交代し、一時退席いたします。

（成田繁則会長が退席し、伊藤公正会長職代が議長となる。）

議　　長　　暫時、議長を務めさせていただきます。引き続き、審議の協力をお願いします。それでは、30 ページ所有権関係、受付番号 26 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 39 号のうち、所有権関係、受付番号 26 番については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 39 号のうち、所有権関係、受付番号 26 番については、委員会報告のとおり決定いたします。成田会長の着席をお願いいたします。会長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

（成田繁則会長が議長席に着く）

議　　長　　それでは、議案第 39 号のうち、所有権関係、受付番号 26 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 39 号のうち、所有権関係、受付番号 26 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 39 号のうち、所有権関係、受付番号 26 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 40 号を議題といたします。議案第 40 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　33 ページをお開き願います。議案第 40 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 5 件 22,680 ㎡であります。今回提出されました 5 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 5 件が整ったものであります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 40 号の計画案について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 40 号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 40 号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 41 号を議題といたします。議案第 41 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　37 ページをお開き願います。議案第 41 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田 3 件 16,460 ㎡であります。なお、内

事務局次長　容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　今回提出されました 3 件につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであります。議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 41 号の配分計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 41 号の配分計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 41 号の配分計画案については、委員会報告のとおり異議ないものと決定いたします。

次に、議案第 42 号を議題といたします。議案第 42 号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　41 ページをお開き願います。議案第 42 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、農地とするものが畑 1 筆 348 ㎡、非農地とするものが、畑 2 筆 7,640 ㎡、であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。43 ページをお開きください。番号 1 番の土地は、農地法の運用について、第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、番号 2 番の土地は、第 4 (4) イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。番号 3 番の土地につきましては、りんご園地に囲まれている、道路に面した農地であり、草刈り等管理がされており、栗の木が 2 本ある状態となっています。周辺の農地の状況及び当該農地の状況からも、今後も農地として活用できると見込まれることから、農地と考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 42 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 42 号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 42 号は番号 1 番から 2 番を「非農地」、3 番を「農地」と判断することに決定いたします。

議　　長　　それでは、議案第 43 号「りんご放任園対策に関する要望（案)」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　45 ページをお開き願います。議案第 43 号は「りんご放任園対策に関する要望（案)」であります。提案理由は、関係行政庁に対し要望したいため、本会の同意を求めるものであります。議案第 43 号は、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様から提出いただきました要望事項趣意書について、企画推進委員会及び運営委員会の検討を経て、要望案として提案しているものであります。内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。

議　　長　　運営委員会から検討結果について説明いたします。

前田優考委員　　本日の総会に提案している、要望に関する議案について、去る 6 月 12 日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。運営委員会には 4 人の運営委員全員が出席し、要望内容について検討いたしました。議案第 43 号「りんご放任園対策に関する要望（案)」につきましては、高齢化や労働力不足が進む中、りんご黒星病などの発生源となる放任園の増加が危惧されることから、議案に記載のとおり、「青森県りんご黒星病対策推進会議」の維持と所管業務の継続・拡充を以って、りんご放任園等の対策を図ることを、当市農業委員会の要望としたものであります。なお、この他に「農業用貨物自動車の車検期間伸長に関する要望について」及び「消費税に関する要望について」の 2 件の要望案がございましたが、税務署等関係機関への聞き取りを行い、運営委員会で検討した結果、今回は見送ることといたしました。以上、報告いたします。

議　　長　　企画推進委員会から要望書について説明いたします。

企画推進副委員長　　私からは、要望書（案）を朗読し、説明に代えさせていただきます。要望書（案)。今日、我が国は高齢社会を迎え、農業分野においても農業就業人口は、5 年前に比べると全国的には約 42 万人、毎年 8 万人余り減少しており、平均年齢も 0.6 歳増加の 67.0 歳となり、農業就業者の高齢化が急激に進んでいる状況にあります。こうした中、高齢化や労働力不足、経済的な理由などにより薬剤散布が行われないりんご放任園は、病害虫の発生源となり、周辺農家の経営や営農意欲に悪影響を及ぼします。特にりんご黒星病は、平成 28 年及び 30 年に津軽圏域に大量発生し、深刻な被害をもたらしたことから、県や各自治体において対策が講じられ、一定の効果を上げているところであります。しかし、農業従事者の高齢化や労働力不足は今後も進む状況にあることを踏まえると、これら対策の必要性は、今後一層高まるものと考えられます。つきましては、りんごの一大産地である当市において、りんご生産農家が安心して農業経営に取り組めるよう、下記の事項について要望するものであります。記。「青森県りんご黒星病対策推進会議」の維持及び所管する各業務を継続・充実させ、放任園・管理粗放園の対策を図ること。以上で

企画推進副委員長　ございます。

議　　長　それでは、まず議案第 43 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 43 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 43 号は原案のとおり決定いたします。議案第 43 号で決定しました要望につきましては、今後、関係行政庁に要望して参ります。

次に、報告事項に入ります。報告第 17 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　47 ページをお開き願います。報告第 17 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。49 ページ記載のとおり、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 3,033 ㎡であります。なお、取消理由につきましては、取消理由欄に記載のとおり、双方の都合となっており、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　報告第 17 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 18 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　51 ページをお開き願います。報告第 18 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 35,042 ㎡、畑 3 件 57,504 ㎡、合計 7 件 92,546 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 53 ページから 54 ページにかけての届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 18 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 19 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　55 ページをお開き願います。報告第 19 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が田 3 件 586 ㎡、畑 1 件 525 ㎡、合計 4 件 1,111 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、57 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第19号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第20号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　59ページをお開き願います。報告第20号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田6件31,428㎡、畑3件21,123㎡、合計9件52,551㎡であります。なお、解約理由につきましては、61ページから62ページにかけての解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第20号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時43分］